

令和2年度 下北地域教育旅行バス運行助成事業 実施要項

(目的)

第1条 この要項は、一般社団法人しもきた TABI あしすと（以下「本法人」という。）が下北地域への教育旅行（修学旅行や体験学習等）の誘致を促進するため、助成金を交付する教育旅行バス運行助成事業について必要な事項を定める。

(助成金交付対象者)

第2条 本助成金の交付対象者（以下「助成金交付対象者」という。）は、学校行事の一環として下北地域への教育旅行を実施する青森県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校（以下「学校」という。）とする。

(助成内容及び助成金額)

第3条 本法人は、助成金交付対象者が、以下に定める条件を全て満たす教育旅行を実施する場合に、その移動に係るバス代の一部に対して予算の範囲内で助成金を交付する。

- (1) 助成金交付の対象となる教育旅行は、令和2年8月1日から令和3年2月28日までの間に実施し終了するものであること。
- (2) バスを利用した教育旅行であること。
- (3) むつ市内の観光施設等（学習、体験、宿泊、食事及び土産店）を行程に取り入れること。
- (4) 教育旅行全体の時間が6時間以上であること。（但し、バス1台あたりの実費が交付額を下回る場合は対象外とする）
- (5) その他理事長が必要と認めるもの。

2 本助成金の交付額及び上限額は、別紙1の金額とする。

(助成金交付の対象となるバス)

第4条 助成金交付の対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバスとする。

(交付申請)

第5条 助成金交付対象者のうち本助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、本法人理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 旅行行程表及び企画書（旅行日程、旅行の内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面）

(2) バス会社が発行した運送引受書または、旅行会社が発行した見積書（バス経費が記載されたもの）の写し。

(3) 学校概要

(4) その他理事長が必要と定める書類

(交付の決定)

第6条 理事長は、助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定する。

(決定の通知)

第7条 理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

2 前項の決定の通知については、助成金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更申請)

第8条 申請者は、旅行内容を変更、中止又は取り下げる場合（以下「申請内容の変更等」という。）は、速やかに変更（中止・取下げ）承認申請書（様式第3号）を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(実績報告及び請求書の提出)

第9条 申請者は、事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第4号）及び助成金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

(1) 最終の旅行行程表

(2) 貸切バス利用証明書（様式第6号）

(3) その他理事長が必要と定める書類

(助成金の交付)

第10条 理事長は、前条の実績報告が適当と認めるときは、助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付する。

(助成金の経理等)

第11条 申請者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 理事長は、助成金の交付決定後に、申請及び報告内容に虚偽が認められ不正に助

成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。既に助成金が支払われている場合は、申請者は取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならないものとする。

(事業の終了)

第 13 条 助成金の交付決定額が当該年度の予算額に達した場合は、その時点で下北地域教育旅行バス運行助成事業を終了する。

(補欠校の繰上)

第 14 条 予算額到達に伴い不交付となった学校は補欠校とし、先に申請を受理した旅行が中止となった場合に繰り上げて助成決定する。

(その他)

第 15 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要項は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

(別紙1)

要件	交付額 (バス1台当たり)	助成金の上限額 (1つの教育旅行あたり)
むつ市を含む地域で 教育旅行を実施する	60,000 円	300,000 円